

登校時の緊急対応について

災害等の警報の発令があった場合

午前7時時点で、東京23区西部に警報が発令されていた場合、登校の安全が確認できるまで、家で待機させて下さい。（欠席扱いとしません）

学校からの連絡があった場合

危険な状況となった場合、可能な限り連絡を致します。
(例)・学校の近くで事件や事故がおきた。

警報確認（気象情報177 世田谷防災メール インターネット 地デジデータ放送 等）

下校時の緊急対応について

災害等の警報の発令があった場合

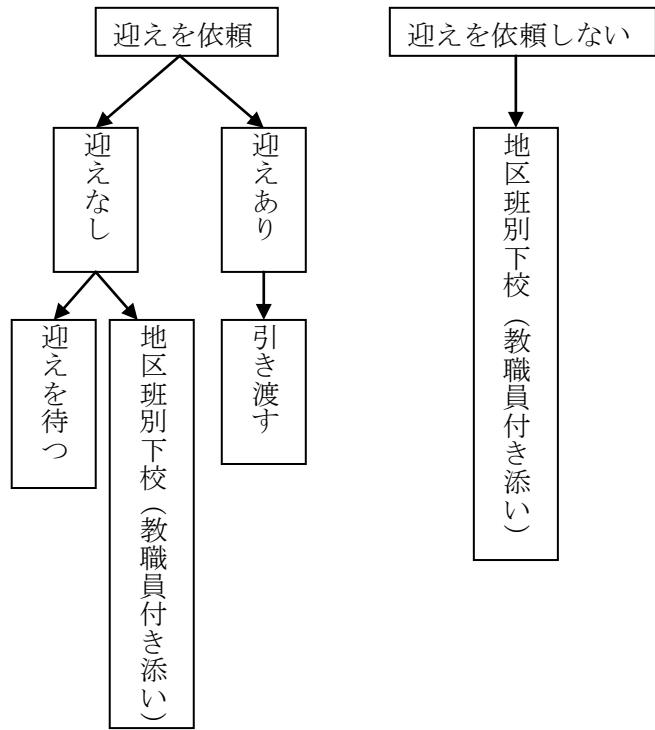
保護者は引き取りをして下さい。児童は全員が引き取られるまで、安全な場所で保護いたします。

引き取りについて

- ・引き取り者は、父・母・祖父母等、責任のとれる親戚・兄姉までとして下さい。
- ・学校が火元又は、地震等で倒壊するなど、学校にいることが危険であると判断した場合、第2避難場所へ移動します。その場合、正門に避難している場所を掲示します。他の避難場所への移動中は、児童の引き取りはできません。その場合、保護者は児童の誘導に全面的に協力して下さい。

第2避難場所 ぽかぽか広場（玉川浄水地）
多摩川緑地広場

平常通りの下校が危険な場合



* BOPは原則中止となります。

* 学童クラブの児童の対応については、別に連絡をいたします。

緊急時の連絡方法

- （1）学校の電話連絡網
- （2）小学校緊急連絡ネットワーク

※（1）の場合に連絡がつかない人は、その次の人に連絡し、〇〇さんは連絡がとれなかったことを学校へお知らせ下さい。状況によって、地区班の連絡網を利用することがありますので、その場合は地区班の連絡網であることをお伝え下さい。